

野田市不当要求行為等対策規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年7月5日

野田市長 鈴木 有

野田市訓令第 6 号

野田市不当要求行為等対策規程の一部を改正する訓令

野田市不当要求行為等対策規程（平成 16 年野田市訓令第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表中「市政推進室長」を「教育長 水道事業管理者 建設局長 市政推進室長」に、「消防次長 水道部次長」を「消防長」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。